

CO₂削減のための伐採木材製品利用策

研究員 安藤範親

1 はじめに

地球温暖化問題に対し、近年は、エコカーや省エネ住宅・省エネ家電の推進、排出量取引の試行、森林吸収源対策などのCO₂削減に向けた取組みが実施されてきた。また今年も、再生可能エネルギー普及に向けた固定価格買取制度や環境税などが導入される予定である。本稿では、この一環として木材製品の活用拡大によるCO₂削減の方向について考察する。

2 伐採木材製品利用でCO₂削減

温暖化対策のさらなる促進のためには、今後、住宅などへの木材利用による炭素固定機能を活用することがカギとなるだろう。

その理由は、11年11月に南アフリカのダーバンで開催された第17回目の国連気候変動枠組条約締約国会議(COP17)と、京都議定書に基づく第7回目の会合(CMP7)にある。

このCOP17/CMP7では、12年末の京都議定書第一約束期間終了を前に、13年から始まる第二約束期間が設定され、さらに、森林の炭素固定に関する新たな評価方法が加えられた。それは、今までCO₂排出としていた森林からの木材伐出に対し、森林から運び出された木材製品については、廃棄されない限りCO₂排出とならず、森林と同じように炭素固定として評価するというものである(第1図)。例えば、持続的林業から生産された木材で家を立てれば、木材に固定された炭素はCO₂として大気に戻らず、森林と同じように炭素を固定するということである。木材を利用した家具や製紙などの利用も同様である。

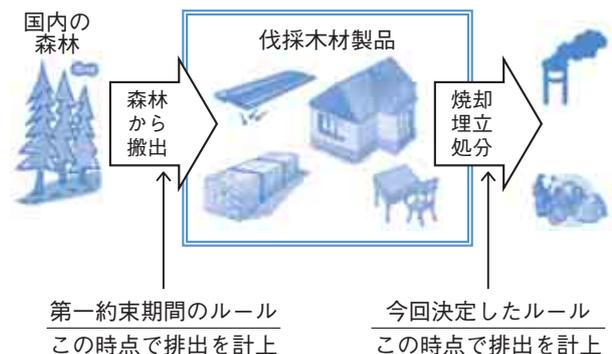
第二約束期間において、伐採木材製品の炭素固定を、森林の炭素固定と同じように算定する仕組みが生まれたことで、住宅などへの

木材利用による炭素固定機能を評価し、温暖化対策に活用できるようになった。しかし、今回の新たな仕組みでは、対象となる伐採木材製品は国産材に限定された。その理由は、輸入木材の炭素固定や排出を輸入国に帰属させると輸出国との利害が対立するからだ。その結果、自国生産分のみが算定対象に入ることになった。

また、これら国内の伐採木材製品の年間炭素固定量は、02年時点で森林吸収量の約6分の1相当(外国産材含む)と、その固定効果は大きい。その他にも、木材製品の利用は、化石燃料を利用した他材料の代替や廃材のエネルギー利用拡大による化石燃料代替などのCO₂削減効果を持つ。

以上を踏まえると、今後は、住宅の新築や製紙製造などにおいて国産材利用率を高めることが重要で、国産材の需要増加対策が不可欠となってくる。それには、消費者や住宅メーカー、製紙会社等に対して、政府が国産材利用を促す政策を導入する必要がある。このためには、例えば以下の既存制度などを活用することが効果的であろう。

第1図 第一約束期間との算定ルールの違い



資料 林野庁「森林吸収源対策について」(平成24年4月)

3 望まれる既存制度などの活用

その一つは、住宅エコポイント制度の活用である。同制度は、省エネルギー性能が高い住宅の普及による地球温暖化対策と同時に、住宅市場を活気づけ経済の活性化を図ることを目的としたもので、省エネ住宅の新築やリフォームをした人に対し、様々な商品・サービスと交換できるポイント(1ポイント1円相当)を付与する制度である。

10年3月着工分から11年7月着工分で一旦は終了したが、その3か月後には、被災地復興支援の観点から「復興支援・住宅エコポイント」として復活した。同制度は、新築住宅着工戸数のうち5割前後で活用されており、同制度を含めた住宅関連エコ政策による経済効果やCO₂削減効果も確認されている。

このように普及が進み政策効果も認められる制度の対象に、国産材を使用した新築住宅を加え、新築住宅の国産材CO₂固定量に応じたポイントを発行すれば、より一層、温暖化対策と共に国産材の利用が進むと考えられる。

また、住宅のCO₂固定量の算出については、既に「木づかいCO₂固定量認証制度」という建築物のCO₂固定量を認証する制度があり、多くの県でこの制度を活用した県産材CO₂固定量認証制度が導入されている。

例えば、高知県では、この認証制度を利用した新築住宅の平均値が、1戸当たり延べ床面積40坪、CO₂固定量は約10トンとなっている。仮に、CO₂1トンあたり1万5千ポイント発行されるとすると、新築住宅1戸当たり15万ポイントとなる。これを既存の復興支援住宅・エコポイント制度における省エネ新築住宅への15万ポイントと合わせた場合、計30万ポイントが得られることになる。

住宅エコポイントが普及した理由には、非エコ住宅からエコ住宅シフトへの追加コストに対するポイント還元率の高さがある。外国産材から国産材シフトへの追加コストが発生する場合においても同様の効果を上げること

が想定されるだろう。

復興支援住宅・エコポイント制度は、12年10月末までに限られるが、政府はエネルギー基本計画のなかで、20年までに既築住宅の省エネリフォームを現在の2倍程度まで増加させることを目指しており、引き続き同制度などの普及促進制度の活用が期待されている。国産材使用を条件に加えた次期制度の設定が望まれる。

その他の住宅以外の国産材を使った家具・製紙などにおいては、カーボン・オフセット制度の活用などが考えられる。家具・製紙の個々の製品を見ると、そのCO₂固定量は小さなものであるが、家具製造業や製紙業などのメーカー段階に焦点を当てれば、その量は大きなものとなる。これらの企業に対し、カーボン・オフセット認証を与えることができれば、これら企業に国産材利用のインセンティブが働くことや、消費者はそれらの製品の選定を通じて地球温暖化防止活動に貢献することが可能となる。家具需要の決定要因が新築住宅であることを考えると、上記提案と共に打ち出すことで相乗効果が得られるだろう。

さらに既存制度ではないが、環境性能に応じた減税制度である「エコカー減税」のように国産材利用率に応じた住宅ローン減税制度なども考えられよう。

4 おわりに

国産材利用に関しては、既に金融機関による金利引下げや行政による補助金などの促進策があるが、その需要量は減少傾向が続いている。国内の人工林が成熟期を迎えるにあたって、今まで以上に国産材の需要拡大につながる方策を打ち出すことが求められている。今回の京都議定書における伐採木材製品の取扱変更を機会に、政府の積極的な制度立案が期待される。

(あんど う のりちか)